

2020年2月吉日

申請者の皆様へ

日本 ERI 株式会社

建築物省エネ法の改正に伴う申請書類等の様式のご利用について

貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より各種申請業務におきまして弊社をご利用いただき誠にありがとうございます。

2019年11月16日の改正建築物省エネ法の施行に伴い、下表の業務に関する申請書類が変更されています。同法施行規則の附則において、経過措置として2020年4月1日までの間は、改正前の様式を取り繕って使用できるとされていますが、それ以降は改正前の様式での申請ができません。申請に際しましてご注意くださいようお願い申し上げます。

対象業務	様式名	旧様式の使用期限 (新旧いずれも申請可能)
省エネ適合性判定	計画書	2020年4月1日まで (建築物省エネ法 施行 規則 附則による)
	計画通知書	
	変更計画書	
	計画変更通知書	
	軽微変更該当証明申請書	
性能向上計画認定 (30条)	技術的審査依頼書	
	変更技術的審査依頼書	
	認定申請書	
	変更認定申請書	
認定表示 (36条)	認定申請書	
【参考】BELS	申請書	
	変更申請書	
	申請書六面及び設計内容説明書に代わる 一覧表	

なお、弊社 HP に掲載の申請書類については、既に改正後の様式となっておりますので、ダウンロードの上、ご利用ください。(ただし、省エネ適合性判定の計画書作成ツールについては、2020年3月下旬頃に改正対応版としてリリース予定です。)

以上